

平成31年1月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課情報公開係

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、平成31年2月5日（火）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

平成31年1月21日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

平成31年1月22日（火）

3 請求する行政文書の名称等

「検察修習における司法修習生の解剖立会いの実施方法が書いてある文書（最新版）」

4 確認を求める内容

上記3の記載について、法務省本省においては、請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得しておらず、保有していません。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われますので申し添えます。

5 開示請求手数料等について

あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、上記3で記載した対象文書の不存在による不開示決定を行うための開示請求手数料に過不足はありません。

なお、本件請求を取り下げる場合には、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。

